令和5年度 大学教育再生戦略推進費 「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」Q&A

1. 事業の背景・目的について

- Q 1 1. 「スケールメリットを活かした」「ネットワーク型の教育研究」とは、具体的にどのようなイメージか。
 - A. 例えば、分野的特色を活かした取組(物理的な距離を超えた、学術的連携による社会との新たな接点の構築・キャリアパス開拓)や、地域的特色を活かした取組(特定地域における社会課題の解決等を目指した、他大学や連携先機関の持つリソースも活用した社会との新たな接点の構築・キャリアパス開拓)により、社会との相互理解に資する多様な学位プログラムの構築、幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細やかな研究指導体制の構築、組織的な就職支援等の整備がなされる取組を想定しています。

2. 申請資格・要件等について

- Q2-1. 「事業責任者」は2名以上記載してもよいか。
 - A. 「事業責任者」には、プログラムの実現に中心的な役割を果たし責任をもつ者 1 名のみを 記載してください。
- Q2-2. 「事業責任者」は今後採用予定の者でもよいか。
 - A. 「事業責任者」は、申請時点で当該大学の常勤の役員または教員である必要があります。
- Q2-3. 申請資格③について、「学士課程(全学部)」とは、「それぞれの学部毎に算出し全ての学部が70%を満たす必要がある」ものか、それとも「各学部の現員と収容定員の合計値で算出した割合が70%を満たす必要がある」のか。
 - A. それぞれの学部毎に算出し全ての学部が70%を満たす必要があり、【補足表】収容定員充足及び入学定員超過の状況(代表校)及び【補足表】収容定員充足の状況(連携校)により確認します。
- Q2-4. 申請資格④について、「私立大学等経常費補助金」における、「前年度に不交付又は減額の措置を受けた」の範囲はどこまでか。
 - A. 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」第3条第1項に該当し、令和4 年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

- Q2-5. 申請資格⑨について、「※⑨については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。」とあるが、どのような意味か。
 - A. 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00012.html)において示された定員管理に関する方向性を踏まえ、大学教育再生戦略推進費に係る申請資格を、従来の入学定員超過率から、令和5年度より収容定員充足率の基準を満たしているか確認することに改めています。

ただし、本事業においては、仮に収容定員充足率の基準を満たしていない場合であっても、 従来の取扱いである入学定員超過率の基準を満たしていれば、申請資格を満たしているも のと扱います。

- Q2-6. 申請に当たって、代表校及び連携校の双方が申請資格と申請要件を満たす必要があるのか。
 - A. 代表校は、全ての申請資格・申請要件を満たす必要があります。また、連携校は、申請資 格⑨を除く全ての申請資格・申請要件を満たす必要があります。
- Q2-7. 学部の設置がない大学院大学が代表校又は連携校となる場合、申請資格③や⑨はどのような扱いとなるか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 本資格に「該当しない」扱いとなりますため、申請書様式4の「該当しない」欄に〇を記入ください。
- Q2-8. 大学として博士後期課程を有している場合において、修士課程または博士前期課程 のみを対象とするプログラムを申請することは可能か。【令和5年5月9日追加】
 - A. 可能です。

3. プログラムについて

- Q3-1. 「人文·社会科学系大学院を中心とした」取組とは具体的に何を指すか。
 - A. 学校基本調査の「学科系統分類表」における、大分類「人文科学」「社会科学」に該当する研究科や、大分類「その他」内の中分類「自然・社会科学」「人文・社会科学」に該当する研究科、または科学研究費助成事業「審査区分表」の大分類 A に係る分野が中心となる取組が主に想定されます。
- Q3-2. 申請時点で、「自大学以外の2以上の大学と連携」「連携先機関の所属を含む20名以 上の学生」「4名以上の教員」「1名以上のプログラムコーディネーター」が参画してい

ることが要件となるのか。

- A. 必ずしも申請時点で全て満たしている必要はありませんが、事業実施期間内にこれら全てを満たすことが必要です。特に、「自大学以外の2以上の大学と連携」「1名以上のプログラムコーディネーター」については、本事業の趣旨・目的からも事業開始時点又は開始後速やかに参画する構想としていただく必要があります。
- Q3-3. 「連携先機関の所属を含む 20 名以上の学生」「4名以上の教員」が参画とは、具体的にどういうことか。
 - A. 構築する教育研究プログラムにおいて、学年進行等を経た後の同期間に、最低で 20 名以上の学生及び 4 名以上の教員が参画する構想としていただく必要があります (事業最終年度までに 20 名以上の学生が参画すれば良いというものではありません。)。
- Q3-4. 「教員に対する業績評価やこれに伴うインセンティブ付けを行う仕組み」とは、具体的にどういうことか。【令和5年5月9日追記】
 - A. 例えば、他大学や連携先機関との教育研究ネットワークの構築を積極的に行う教員に対し、社会連携や人文・社会科学系の大学院教育改革を積極的に行っているという観点から業績を積極的に評価することや、インセンティブ付けとしてプログラムを担当する教員の教育研究時間の確保に必要な事務職員を雇用・措置するなどといった方策が考えられますが、分野の特性や当該教員の希望に応じて、各大学において具体的に方策を検討ください。なお、「事業実施期間中に構築」とは、具体的な方策を事業実施期間中に構築し、運用を開始することまでを前提としています。
- Q3-5. いつまでにプログラムを開始する必要があるか。
 - A. 本事業により実施されるプログラムは、事業実施期間内に修了生を輩出することを前提 としているため、このことを踏まえてスケジュールを組むよう留意ください(修士及び博 士課程での取組を検討する場合には、事業実施期間内に少なくともいずれかにおいて修了 生を輩出すること。)。
- Q3-6. 既に実施している教育プログラム・コースを改変する構想も対象となるか。
 - A. 既に実施している教育プログラム・コースを、本事業の背景・目的を踏まえ【必須となる 取組】を中心に発展的に改編・拡充させる構想は対象となります。
- Q3-7. 具体的にどのような教育研究プログラムの形を想定しているか。【令和5年5月9日 追記】
 - A. 申請の構想に即したものであれば、各大学院の実情に応じて、例えば既存研究科等を横断するプログラムや組織改組、新しい研究科等の創設、国内外の大学や民間企業等との連携・産学共同研究をベースにしたプログラム、複数大学間の教員・学界等のネットワークを

活用したプログラム等、多様な構築方法で設定可能です。正規課程に係るプログラムのみに限定するということでは必ずしもありません。

- Q3-8. 申請にあたり新たな学位プログラムを創設する場合、設置認可手続きが必要となるのか。
 - A. 令和5年4月時点において、設置認可手続きが必要となるのは、研究科・専攻等の設置を 行う場合であり、既存の教育研究組織を活用した共通プログラムや横断型プログラムを構 築する場合は必要となりません。

ただし、本事業への申請をもって法令等で定められた手続きが省略又は簡略化できるものではありませんので、新たな教育研究組織を立ち上げる等の場合には、文部科学省に相談の上で必要な手続きを進めてください。

- Q3-9. 修士課程向けのプログラムと博士課程向けのプログラムを別立てで構築する構想は 対象となるか。
 - A. 両プログラムの関係性や申請内容全体における各プログラムの相関が明確になっている 構想であれば、対象となります。事業実施期間中に修了生を輩出する必要があることや、本 事業における補助金上限額も踏まえた上で検討ください。

Q3-10. 本事業は、他大学院との連携が必須となるのか。【令和5年5月9日追加】

A. 公募要領3.(1)で示すとおり、代表校となる自大学以外の2以上の大学が連携校として参画することを必須とします。このため、例えば自大学内の複数研究科のみで連携する取組は、本事業の対象となりません。

なお、連携校の数に特段の上限はありませんが、目的とする人材育成のための取組の実施に向け、具体的な人材養成像を連携校や連携先機関と共有した上、申請内容の実現のために真に必要な連携が行われることが重要であることに留意ください。

また、プログラムに参画する学生数等の基準を満たしていれば、連携校含め、それぞれの組織の規模に基準はありませんが、他方、他方、本事業の趣旨・目的を踏まえると、大規模な組織を有する大学同士のネットワークにより既に要件を満たしている場合であっても、関係する他の大学の小規模専攻・研究科を含むような連携を積極的に行うことが期待されます。

- Q3-11. 本事業は、企業や公的機関等との連携が必須となるのか。
 - A. プログラムの要件として必ずしも企業や地方公共団体等との連携を求めるものではありませんが、本事業の趣旨・目的を踏まえれば、【必須となる取組】を中心として、実施にあたり企業や公的機関等との積極的な連携が期待されます。
- Q3-11. 海外の大学や他機関(大学以外)との共同事業とすることは可能か。また、これらの

機関等に補助金(分担金)を配分することは可能か。

- A. 海外の大学や他機関(大学以外)と共同申請することはできませんが、例えば、教育研究 プログラムの構築に当たり、連携先機関として当該大学・機関が携わることは可能です。た だし、その際にそれら連携先機関には補助金(分担金)の配分はできません。
- Q3-13. 事業期間中に連携する大学等が変更となることは差し支えないか。
 - A. 本事業への申請に当たっては、事業計画をよくご検討いただき、連携校や連携先機関と 調整いただいた上で申請がなされ、計画に基づき事業を実施することが前提となります。 このため、事業期間中に連携校や連携先機関に関し大きな変更が生じることは想定してい ない一方、本事業に関する取組を発展的に充実させることを目的とした連携先機関の追加 などは考えられますが、その場合においても事業計画の遂行に支障が生じないようよくご 検討ください。
- Q3-14. 申請段階で、全ての連携校や連携先機関の了解を得ていない場合、本事業への申請 は可能か。
 - A. 連携校については、申請時点で連携する全ての大学等の長の了解を得ていることが必要であり、了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、連携先機関についても、各機関の了解を得ていることが必要となります。

なお、連携の確認のために申請時点で何らかの書類の提出は求めない予定ですが、組織 単位での意思確認を行っていることが確認できる書類等(協定や契約、役員会・理事会等で の決議又は議事録、相手先機関との覚書など)を用意しておくことが望ましいです。

- Q3-15. 概要資料に日本地図に3か所ポイントが付される図があるが、近隣地域の大学や民間企業等との連携としても差し支えないか。
 - A. 概要資料に掲載している図はイメージ図であり、距離の制約は特段ありません。
- Q3-16. 連携校との単位互換制度の活用でもって教育研究ネットワークの構築とみなすことはできるか。
 - A. 公募要領3.(1)で示す【必須となる取組】や【その他、期待される取組等】を実現するための具体的手段の一つとして単位互換制度を活用することは想定される一方、当制度の活用のみでもって【必須となる取組】が全て措置できるものではないと想定しています。
- Q3-17. 国立研究機関等と共同で研究指導を行うことは、本事業の申請対象となるか。
 - A. 公募要領3.(1)で示す【必須となる取組】や【その他、期待される取組等】を実現するための具体的手段の一つとして、国立研究機関や民間の研究機関等との研究指導委託 (「連携大学院」方式)等を活用することは、本事業の趣旨に合致しています。

- Q3-18. 学位はそれぞれの大学で既存学位を授与することとし、新たに授業化した共同研究・ 共同指導を修了単位の一つとして認定するような取組は、支援対象である教育研究プログラムに含まれるか。
 - A. 修了単位の一部として他大学を含む共同プロジェクトやプログラムを課すというものであれば、支援対象である教育研究プログラムに含まれます。
- Q3-19. 補助金上限額は、補助期間を通じて措置されるのか。
 - A. 令和6年度以降の本事業における全体の予算額は、最終的には予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますが、補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は1/3に逓減させることを予定しています。

補助期間終了後も発展的かつ継続的に取組を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、適切な資金計画を作成してください。

- Q3-20. 「教育研究プログラム」と「学位プログラム」は同じものを意味しているのか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 本事業により構築する「教育研究プログラム」において、学位の授与を伴うものを「学位 プログラム」と表現しています。
- Q3-21. 「1 名以上のプログラムコーディネータ—」を、教員が担当することは可能か。【令和5年5月9日追加】
 - A. 可能です。
- Q3-22. 「組織的な就職支援体制の構築」とは、プログラム修了者に特化した就職支援体制を 新たに構築する必要があるか。 それとも、従来から全大学院生に向けた就職支援体制 が構築されていれば、本要件を満たすことになるか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 既に就職支援体制がある場合、本事業趣旨・目的の範囲においてその就職支援体制の強化・拡充であれば対象となります。

各大学の人文・社会科学系大学院において、修了者のキャリアパスにどのような課題があり、本事業の趣旨・目的を踏まえ、本事業によりどのように課題解決に資するかを分析の上、「組織的な就職支援体制の構築」の具体的内容を検討ください。

なお、既存の体制で人文・社会科学系の大学院修了者のキャリアパスの多様性が十分に確保されているとする等の場合は、その実績等を申請書に具体的に記載ください。

4. 申請書の作成について

Q4-1. 申請に当たり、補助金上限額まで計上しなければならないのか。

A. 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な経費を計上してください。審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査しており、明らかに過大な経費や不必要な経費を計上することは、審査に影響することとなります。

また、申請に当たっては、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算 内容を変更するということがないようにしてください(選定時における委員会からの意見 に対応するために積算を変更することは問題ありません。)。

なお、特に初年度に人件費を計上する場合は、雇用可能性を十分に検討した上で計上ください。

- Q4-2. 「補助金申請予定額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。
 - A. 事業計画において計上する補助事業予定額に対し、補助金上限額以内で補助金申請予定額を計上してください。この際、補助事業予定額が補助金上限額を上回る場合は、必ず自己負担予定額を計上してください(補助事業予定額が補助金上限額を下回る場合は、必ずしも自己負担予定額への計上を求めるものではありません。)。

ただし、補助事業終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業に対する補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逓減させる予定であり、少なくともこれら期間においては「自己負担予定額」への計上が必要となることに、ご留意ください。

- Q4-3. 必須指標におけるプログラム選定校と非選定校との比較とは、具体的に何を行うのか。
 - A. 以下のような流れとする予定です(最終的には委員会等審議の上決定する予定のため、 変更の可能性があります。)。
 - ①各年度のフォローアップにおいて、大学より指標の達成状況(実績)を報告
 - ②文部科学省において、各必須項目に対応する非選定校含む人文・社会科学系分野の実 績値を用意
 - ③①及び②を委員会へ報告し、フォローアップや評価等に活用
- Q4-4. 必須指標の「修了生の就職状況」について、修了生とは何を指すのか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 本事業により構築されるプログラムの修了生を指します。なお、本事業による取組の成果が波及することにより、参画する人文・社会科学系研究科自体の修了生における就職率増加なども期待されます。
- Q4-5. 申請段階で就職率が 100%の場合であっても申請上問題は無いか。【令和5年5月9日追加】

A. 申請時点で就職率が100%であっても問題はありませんが、例えば修了生のキャリアパスの拡大という観点からどのような課題があり、本事業の趣旨・目的を踏まえ、本事業によりどのように課題解決に資するかを分析の上、独自指標含め構想を検討ください。

なお、既存の体制で人文・社会科学系の大学院修了者のキャリアパスの多様性が十分に確保されているとする等の場合は、その実績等を申請書に具体的に記載ください。

- Q4-6. 必須指標の「共同研究実施件数」や「PBL 実施件数」について、例えば企業と教員との共同研究に学生が参加し、その中で指導が行われれば 1 件にカウントされるという認識でよいか。また、同一の企業において 2 つの異なるテーマでそれぞれ共同研究を実施した場合は 2 件とカウントしてよいか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 問題ありません。
- Q4-7. 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」は、4.「(3)資金計画」の③に示す 経費措置に該当するか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 該当しません。なお、同一の支出に対し複数の補助金を重複して措置すること等の無いよう、他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。
- Q4-8. 卓越大学院プログラム事業は、4.「(3)資金計画」の③に示す経費措置に該当する か。【令和5年5月9日追加】
 - A. 研究拠点形成費等補助金による経費措置を受けている取組に該当するため、内容が重複 する場合は本プログラムの取組として経費措置を受けることができなくなります。

5. 選定方法等について

- Q5-1. 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。
 - A. 公募締切後、速やかに申請大学・プログラム名等を申請状況として文部科学省ホームページ等で公表します。また、選定されたプログラムについては、選定後も申請書や事業実施 状況等を公表する予定です。

6. プログラムの実施と評価等について

- Q6-1. 中間評価や事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。
 - A. 今後、委員会等審議の上決定し、追って連絡する予定です。
- Q6-2. 「事業目的や目標の達成状況が計画を超えて進捗していると判断されるプログラム

への配分の増額及び十分になされていないプログラムへの配分の抑制」とあるが、具体的にどういうことか。

- A. 委員会において行う毎年度のフォローアップや中間評価の結果、計画を超えた達成状況が確認されるようなプログラムについては、更なる発展的な取組がなされることを期待して、申請時に計上された補助金申請予定額から財源の範囲内で増額して配分することを予定しています。また、計画に向けた取組が十分になされていないと確認されるようなプログラムについては、申請時に計上された補助金申請予定額から財源の範囲内で減額して配分することも合わせて予定しています。
- Q6-3. 3年度目の中間評価時点で、構築する教育研究プログラムに参画する学生から修了者が出ていなくても良いのか。
 - A. 事業実施機関内に修了生を輩出することを前提としているため、必ずしも3年度目の中間評価時点で修了生を輩出することは求めませんが、申請時に計画されている組織的な就職支援体制の構築やキャリアパス拡大に向けた取組が順調に進められているか等を確認する予定です。
- Q6-4. 6.「(1) 実施体制」の①に「全学的な普及と成果の活用」とあるが、他大学を含む ネットワーク型が構築できるかは分野や研究科の状況にも依る部分があると思われ る。 そのため、必ずしも同じ仕組みを全学的に普及させることは必須ではなく、 成果 を全学展開し全学改革に繋がれば良いという認識でよいか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 「全学的な普及と成果の活用に努める」と定めるとおりであり、貴見のとおりです。

7. 申請書等の提出について

- Q7-1. 様式の改変を行ってもよいか。
 - A. 申請書作成・記入要領において指定した様式で記入してください。
- Q7-2. 参考となるデータや図表は、申請書(様式)の各欄に記入してもよいか。
 - A. 参考となるデータや図表は、基本的にはポンチ絵に挿入してください。ただし、申請書 1.(4)の項目については、必要な範囲で図表を活用することが可能です。なお、公平性 を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず審査対象外とします。
- Q7-3. 申請書を提出した後、不備や誤りが確認された際に差し替えることは可能か。
 - A. 一度提出された申請書等の差し替えや訂正は認めません。このため、記載内容に誤り等がないかよく確認いただいた上、提出するようにしてください。
- Q7-4. 申請書の「【補足表】収容定員充足及び入学定員超過の状況(代表校)」「【補足表】収

容定員充足の状況(連携校)」において、10月入学など4月以外の時期の入学がある場合はどのように記載すればよいか。

A. 原則は各年度の5月1日としておりますが、募集人員が明確に分けられる場合は行を分けて記載いただき、若干名など明確に分けられない場合は10月入学等の入学情報と合算した任意の時点での在籍者数・入学者数の数値を記載願います。その場合、「〇〇学部」と記載いただく箇所の下部(緑塗りセル部分)に「〇月入学を含む」「〇月〇日時点」などと補記願います。

8. 補助金の交付等について

- Q8-1. 補助金はどこの大学に交付されるのか。
 - A. 申請担当大学(代表校)に交付します。連携校へは、交付申請書に基づき、代表校から 分担金を配分してください。
- Q8-2. 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。
 - A. 補助事業の開始(補助金交付内定)は、令和5年9月上旬頃を予定しています。このため、申請書には令和5年9月以降に必要となる経費を計上してださい。 その際、補助金交付内定前に実施した取組に対し、交付内定前に遡って経費を充当することはできませんのでご留意ください。
- Q8-3. 採択された次年度以降の補助金額の決定(内定)は、どのように行われるのか。
 - A. 本補助金の配分については、委員会における毎年度の評価に係る意見や、採択プログラムの申請額・採択件数や国の財政状況等を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、文部科学省が総合的に判断した上で決定します。
- Q8-4. 連携校の大学に対する人件費を支出することは可能か。
 - A. 公募要領や「研究拠点形成費等補助金交付要綱」(令和5年3月28日文部科学大臣決定)や「研究拠点形成費等補助金取扱要領」等の範囲内であれば可能です。
- Q8-5. 本補助金により教員等を雇用する際、複数年度に渡っての雇用契約を結ぶことは可能か。
 - A. 事業実施期間途中で補助金の減額や打ち切り等が行われる可能性があるという前提の もと、各大学の責任において、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことを否定するもので はありません。

ただし、本補助金は会計年度を跨がって使用することはできないため、仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は、以下の点に十分注意してください。

・ 当該年度に発生した給与等は、当該年度に交付された補助金により支出すること

- ・ 退職金を支給する場合は、補助金から支出できる退職金の算定対象期間は、補助事業に係る期間のみであること(複数年度の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当することはできません)
- Q8-6. 本補助金により会議や意見交換会等に係る飲食代を支出する際に、注意すべき点はあるか。
 - A. 外部者(代表校及び連携校の教職員以外の者)が参加する会議等における必要最低限の 飲食(アルコール類は除く。)に係る経費であるため、一般参加者や学生・受講生への提供、また、代表校と連携校のみが出席する会議等への提供に係る支出は認められません。 加えて、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打ち合わせ等に係る飲食に係る支出は認められません。
- Q8-7. 本補助金により学生への支援に充てることはできるか。
 - A. 学生に対する奨学金等の学資金の援助のための経費には使用できません。ただし、学生が本事業により構築する教育研究プログラムに係る実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費については、補助事業者が適切かつ明瞭に執行管理することを条件として、学内規程等に従って支出が可能です。
- Q8-8. 本補助金において間接経費は措置されないのか。
 - A. 間接経費は予算措置しておりません。
- Q8-9. 公立・私立の美術館・博物館との連携を想定しており、教育の一環として、大学院生が美術館・博物館で企画展を開催した場合、美術館・博物館に会場費などの実費を支出することは可能か。【令和5年5月9日追加】
 - A. 本事業により構築する教育研究プログラムの取組として実施するものであれば、本補助金交付要綱や取扱要領等の範囲内において支出は可能です。

9. その他

- Q9-1. 新型感染症や災害の発生等の不測の事態により、申請時点の事業計画が予定通り実施できない場合、どのような対応が必要になるのか。
 - A. 当該事態の発生及びその影響を予測して事業計画を作成することは非常に困難であるため、申請時点の社会情勢にとらわれ過ぎずに事業計画を作成いただきつつ、事業開始後に 当該事態が発生した場合は、別途ご相談いただければと思います。
- Q9-2. 9.「(3)プログラム修了生への追跡調査等」の②について、現時点で検討している 調査の実施方法等はあるか。【令和5年5月9日追加】

- A. 現時点では未定であり、本事業の進捗状況も踏まえつつ検討・実施予定です。
- Q9-3. 本事業に採択された5件の取組が更に繋がっていくような将来像というものは何かあるか。【令和5年5月9日追加】
 - A. 現時点では未定ですが、今後の事業設計や遂行に際し参考とさせていただきます。